第31回社会福祉士国家試験における正答の取扱いについて

午後 問題133

問題 133 地域包括支援センターに関する介護保険法の規定についての次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 市町村は、地域包括支援センターを設置しなければならない。
- 2 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業に関して、都道府県が条例で 定める基準を遵守しなければならない。
- 3 地域包括支援センターの設置者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は, 正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 都道府県は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行わなければならない。
- 5 地域包括支援センターの設置者は、自ら実施する事業の質の評価を行うことにより、その事業の質の向上に努めなければならない。

採点上の取扱い

全員に得点する。

理由

当初、選択肢3と5を正答としていたが、選択肢5については、介護保険法第115条の46第4項において、「地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。」と規定されているため、誤りである。

したがって、問題 133 は「正しいものを 2 つ」選ぶことができないため、「正答なし」とする。